

お 知 ら せ
令和 8 年 3 月 5 日

令和 8 年度診療報酬改定に係る特定器材マスターの変更等について

今般、令和 8 年度診療報酬改定に伴う材料価格基準改定により、次のとおり特定器材マスターを更新しましたのでお知らせします。

1 マスターファイルの変更点等

現時点におけるマスターファイルの変更点並びに対応状況は次のとおりです。

項番	項目名	内容	備考
17 18	金額種別 (旧点数) 旧点数 予備	金額種別（旧点数）、旧点数を廃止し予備へ変更する	
38	再製造単回 使用医療機 器使用加算	再製造単回使用医療機器使用加算であるか否かを表 す。 000：再製造単回使用医療機器以外 001：体外式ペースメーカー用カテーテル電極（再 製造・冠状静脈洞型） 002：体外式ペースメーカー用カテーテル電極（再 製造・房室弁輪部型） 003：心腔内超音波プローブ（再製造・標準型） 004：心腔内超音波プローブ（再製造・磁気センサ ー付き）	特掲診療料第 10 部 手術の通則 21 の追 加に基づき追加

2 新規収載及び廃止した特定器材コード

別添 1 及び別添 2 を参照。

3 経過措置等を設定した特定器材コード

別表 IX(1)及び(2)の経過措置期間に応じた材料価格（別添 3）

4 留意事項

本日の公表において「項番 26 番：公表順序番号」及び「項番 33 番：DPC 適用区分」は未対応としております。

なお、「項番 26 番：公表順序番号」及び「項番 33 番：DPC 摘要区分」は、「厚生労働大臣が

指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」の告示に合わせて設定する予定です。